

令和2年1月吉日

各 位

公益財団法人杉山記念財団
事務局

令和2年 SMF 生殖医療振興助成に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年を引き続きまして2020年元日より本年度の杉山記念財団 SMF 生殖医療振興助成の申請受付を開始致しましたのでお知らせします。

ただいま【学術集会開催助成】・【研究活動助成】のお申込みを受け付けております。

必要書類のダウンロード、お申込に関する詳細等は当財団ホームページをご覧くださいませ。[\(https://www.sugiyama-foundation.org/\)](https://www.sugiyama-foundation.org/)

なお、お申込みの締め切りは1月末日となっております。ご応募お待ちしております。

敬具

第2回SMF 生殖医療振興助成制度

研究活動助成 令和2年度募集要項

公益財団法人杉山記念財団

1. 助成の趣旨

この法人が制定する「SMF 生殖医療振興助成制度」に基づき、生殖医療に関する研究活動を助成支援することによって、生殖医療の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 生殖医療に関する研究を行う者であること
- (2) 本助成の申請分野において2年以上の研究実績があること
- (3) 営利を目的としない研究であること
- (4) 国内における研究であること
- (5) 研究状況及び成果について適正に報告できること

※申請者は、個人・グループ・団体の別を問わない

※研究形態は、単独研究・共同研究の別を問わない

3. 対象となる活動期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に開始し完了する活動

4. 助成額、募集期間

- (1) 助成額 1件あたり50万円まで
- (2) 募集期間 令和2年1月1日～令和2年1月31日

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

6. 応募手続

(1) 応募書類

- ①助成申請書
- ②履歴書（顔写真貼付、様式自由）

※グループ・団体の場合は代表者（申請担当者）の履歴書を添付してください

※ボールペンもしくは黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛にご郵送ください。

※令和2年1月31日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

(3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人杉山記念財団 助成事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL : 03-5989-0489 FAX: 03-5989-0489 MAIL: info@sugiyama-foundation.org

7. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和2年3月中旬～下旬に応募者に文書で通知します。

8. 助成金の交付

令和2年3月下旬に指定口座への振込払いとします。

9. 助成対象者の義務等

活動終了後1カ月以内に、活動により得られた成果及び支出した金額等についての「完了報告書」を本法人に提出いただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。

11. その他

助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付の中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることがあります。

(1) 応募書類に虚偽・不正が認められるとき

(2) 決定された助成活動を中止しようとするとき

(3) 完了報告書に虚偽・不正が認められるとき

(4) 完了報告書の提出を怠ったとき

(5) その他、助成対象者として相応しくない事実が認められるとき

第2回SMF生殖医療振興助成制度

学術集会開催助成 令和2年度募集要項

公益財団法人杉山記念財団

1. 助成の趣旨

この法人が制定する「SMF生殖医療振興助成制度」に基づき、生殖医療に関する学術集会の開催を助成支援することによって、生殖医療の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(4)のすべてに該当すること。

- (1) 生殖医療に関する学術集会を開催する学術団体であること
- (2) 生殖医療に関する学術集会の開催実績がある学術団体であること
- (3) 生殖医療に関する学術集会が、国内における開催であること
- (4) 生殖医療に関する学術集会の開催状況及び成果について適正に報告できること

3. 対象となる学術集会

＜対象となる学術集会の開催期間＞

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に開催される学術集会

＜対象となる学術集会の活動形式＞

学術大会、シンポジウム、学術講演会、カンファレンス、研修会(ワークショップ)等

※主催団体・共催団体の別を問いません

4. 助成額、募集期間

- (1) 助成額 1件あたり100万円まで
- (2) 募集期間 令和2年1月1日～令和2年1月31日

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

6. 応募手続

- (1) 応募書類
・助成申請書

※ボールペンもしくは黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛にご郵送ください。

※令和2年1月31日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

(3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人杉山記念財団 助成事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL:03-5989-0489 FAX: 03-5989-0489 MAIL: info@sugiyama-foundation.org

7. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和2年3月中旬～下旬に応募者に文書で通知します。

8. 助成金の交付

令和2年3月下旬に指定口座への振込払いとします。

9. 助成対象者の義務等

活動終了後1 カ月以内に、活動により得られた成果及び支出した金額等についての「完了報告書」を本法人に提出いただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本助成に係る目的にのみ使用いたします。

11. その他

助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付の中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 応募書類に虚偽・不正が認められるとき
- (2) 決定された助成活動を中止しようとするとき
- (3) 完了報告書に虚偽・不正が認められるとき
- (4) 完了報告書の提出を怠ったとき
- (5) その他、助成対象者として相応しくない事実が認められるとき